

令和3年6月1日から

食品衛生法が 改正されました！



POINT
1

【営業許可制度】の見直し

既に営業許可を取得している場合、次回更新時に業種が変更になる場合やそれに伴い手数料が変わる場合があります。

また、**届出制度**に該当する場合は、令和3年11月末日までに手続きをしなければいけません。

※今までの北海道条例に基づく営業許可（例：水産加工品製造業や漬物製造業等）に限っては、新規での許可申請となります。そのため、経過措置が適用され令和6年5月末日までに申請が必要となります。

POINT
2

施設基準が改正されました



従業員の手指の洗浄及び消毒をする装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。ただし、水栓は、洗浄後の手指の再汚染を防止することができる構造であること。（食品衛生法施行条例の規定(抜粋)）

具体例

NG



手指の洗浄後、水栓を止める際、再汚染の可能性がある構造

OK



レバー式やセンサー式、足踏みペダル式等
「洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造」

新たな施設基準は令和3年(2021年)6月1日以降の許可から適応です。上記以外にも変更点がございますので、詳しくは施設を管轄する保健所へご相談ください。

※函館市内に施設がある方は 市立函館保健所 生活衛生課 食品衛生担当 (0138-32-1523) へご相談ください。